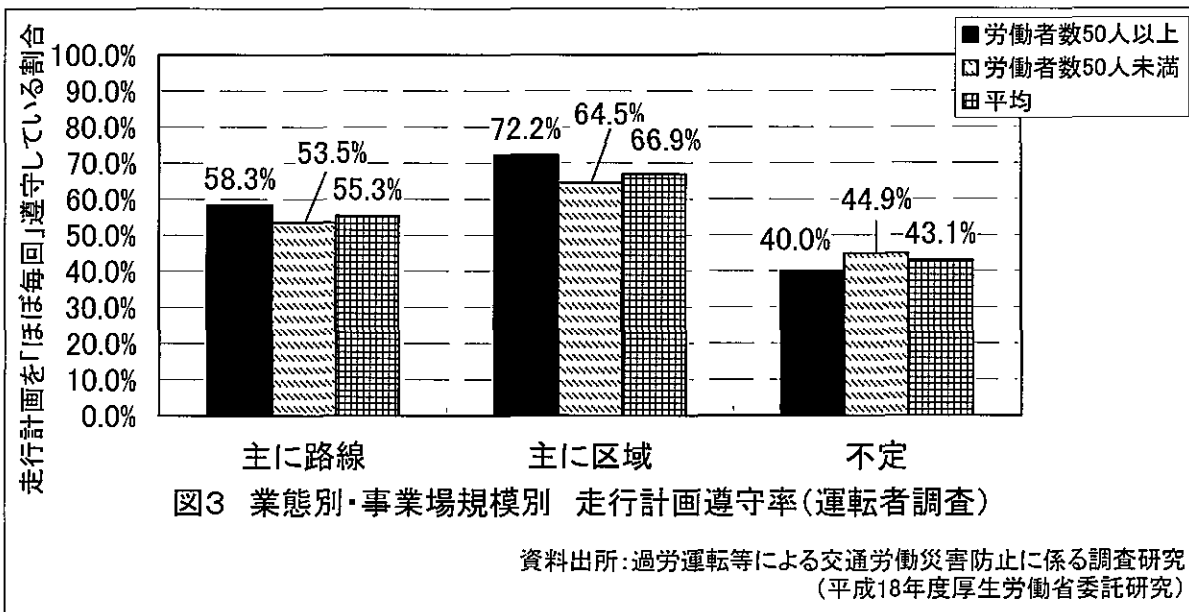
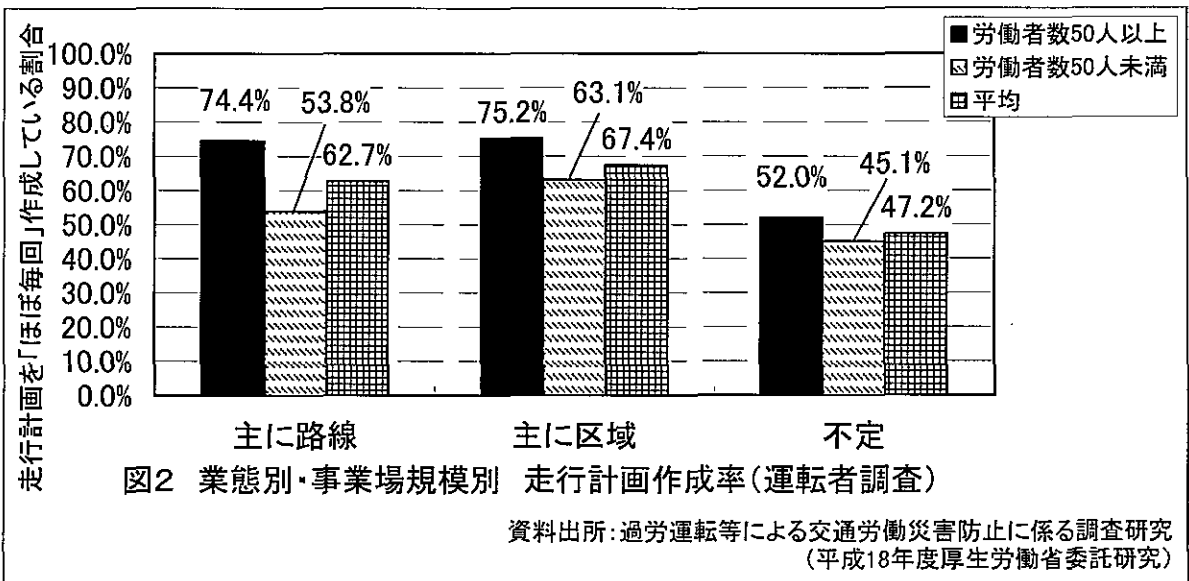
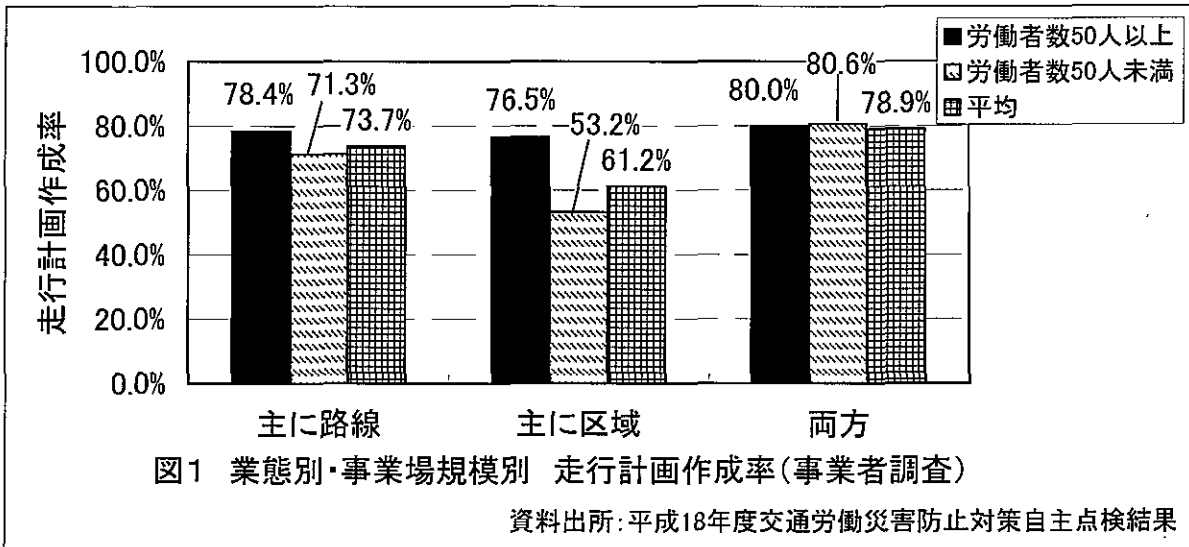


資料3 検討事項関連資料

資料3-1 走行管理関係

走行計画の作成・遵守について



走行計画の作成が困難な理由

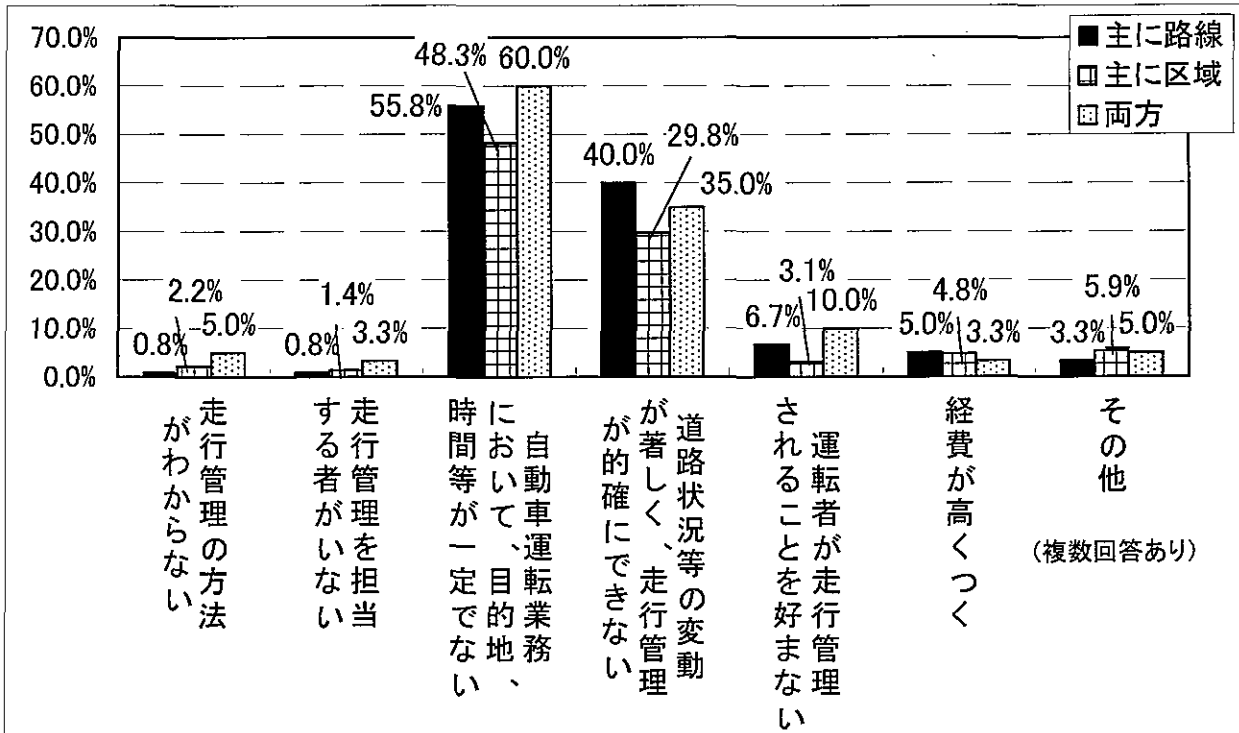


図4 業態別 走行計画の作成が困難な理由(事業者調査)

資料出所:平成18年度交通労働災害防止対策自主点検結果

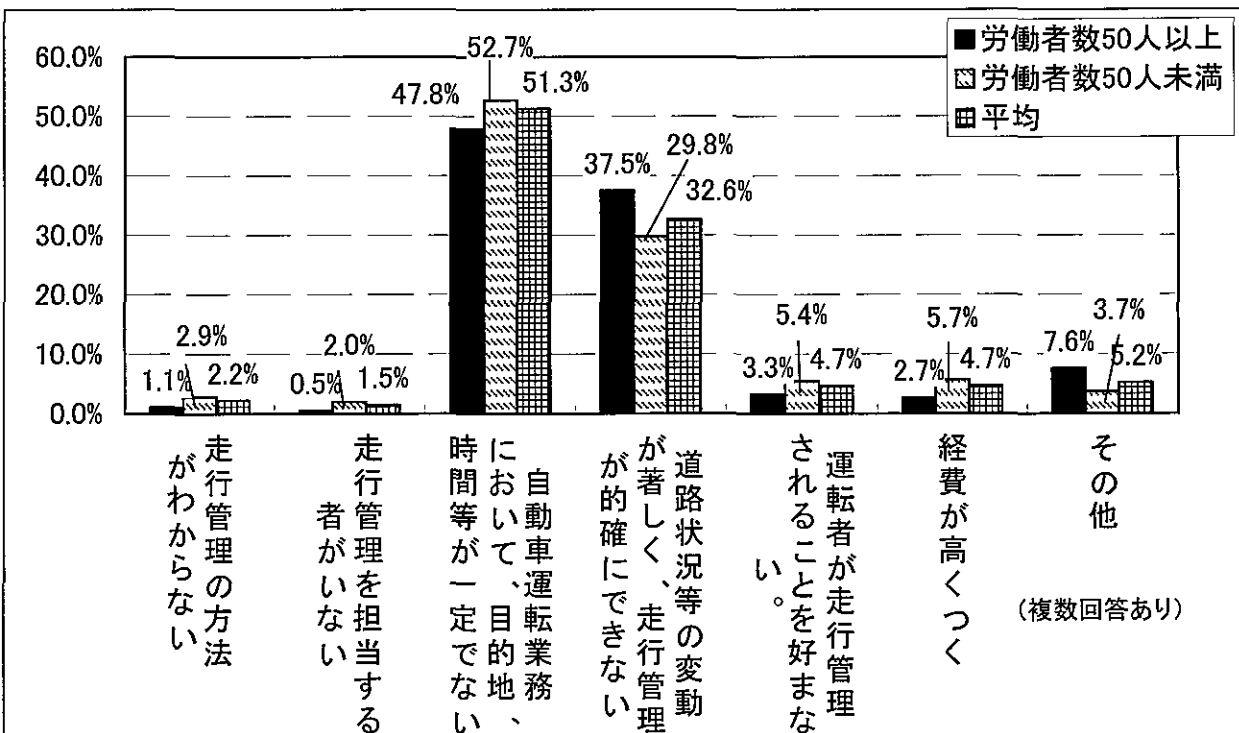


図5 事業場規模別 走行計画の作成が困難な理由(事業者調査)

資料出所:平成18年度交通労働災害防止対策自主点検結果

走行計画が改善基準に従っていない理由

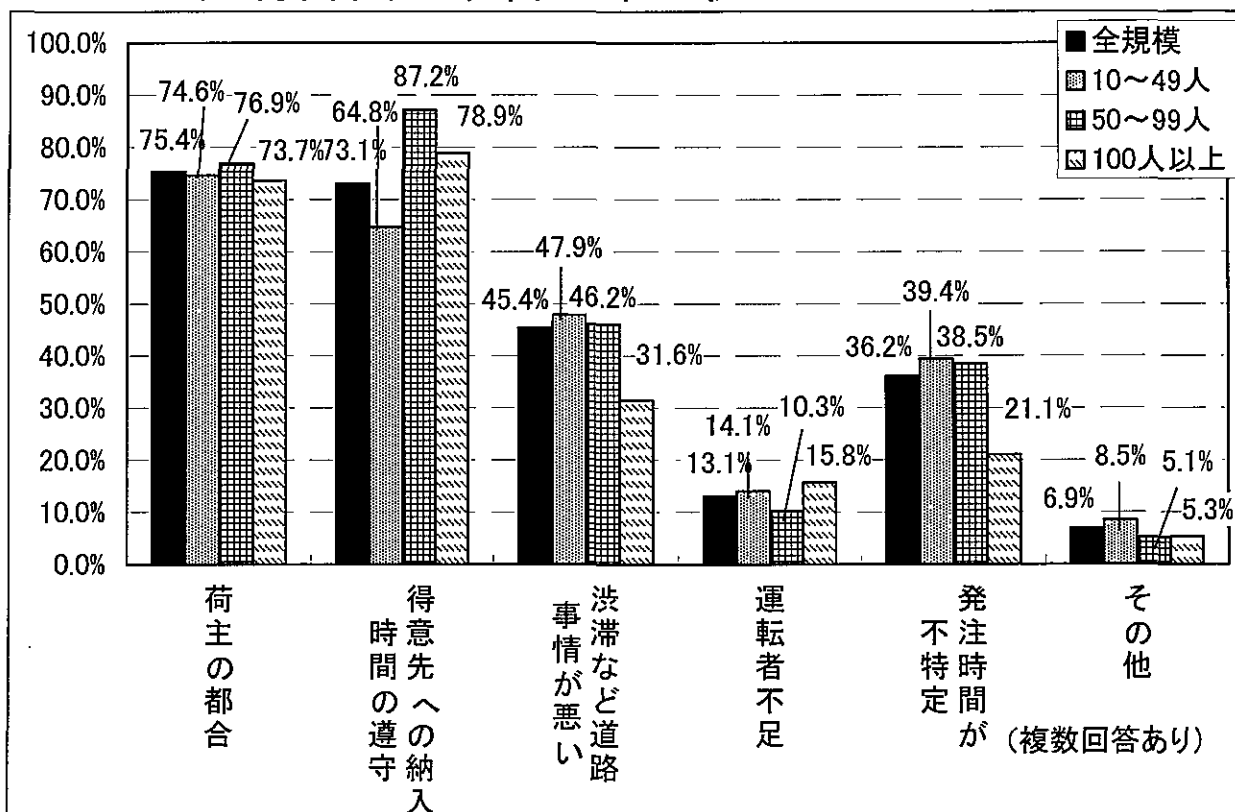


図6 事業場規模別 走行計画が改善基準に従っていない理由(陸運業)

資料出所:交通労働災害要因の分析に関する調査研究報告
(平成7年度交通労働災害防止対策推進事業報告書)

事例：運行ダイヤ管理

C荷主～A荷主便 基本ダイヤ表

改訂日:

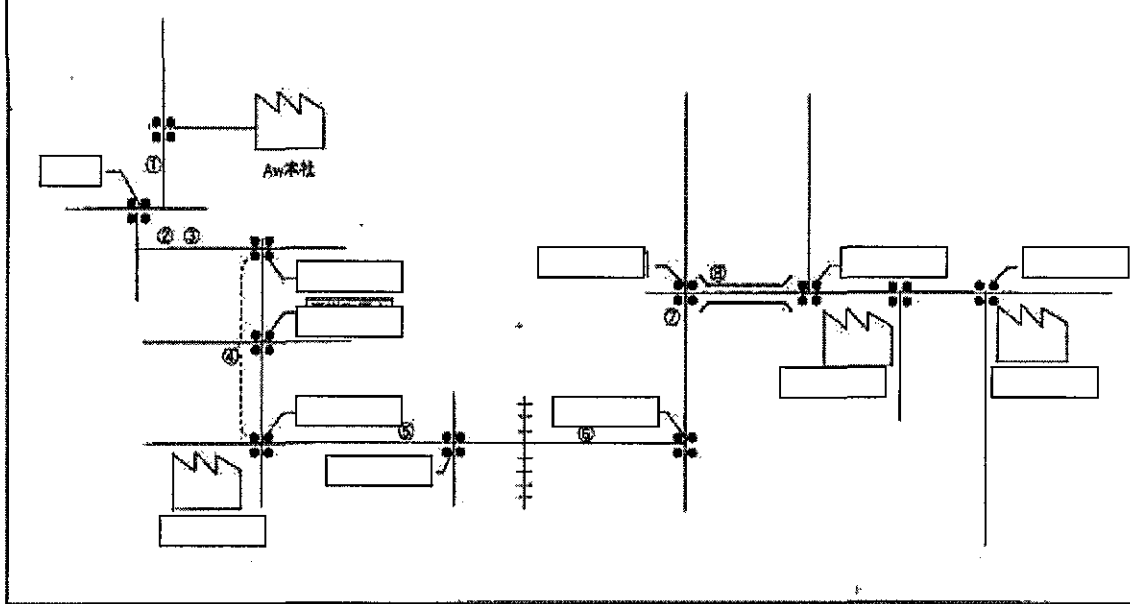
| 時刻 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 小計 | |
|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--|
| 車庫・点検 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運転 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 乗降 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 積降し場所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 待機 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 休憩 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 休息期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

運行時の留意点(危険予知)

- ① 工場駐車場から車庫への割込み
- ② 左折時、対向車が停止線より前に出てくる
- ③ 工場への出勤、帰宅時、歩行者等注意
- ④ 道幅が狭い
- ⑤ 商店街、通学路の為、人の往来が多い
- ⑥ 下り坂のカーブ
- ⑦ 2車線右折なので交差点内での内輪差に注意
- ⑧ 直進車線への合流車の割込み

| 運行管理基本項目 | | 休憩・休憩場所 |
|----------|------|---------|
| 運転時間 | 170分 | |
| 積降時間 | 300分 | |
| 手持時間 | 10分 | |
| 点検時間 | 10分 | |
| 休憩時間 | 60分 | AW本社 |
| 突走行 | | |
| 拘束時間 | 550分 | |

<標準運行経路>



資料3-2 国土交通省関係

貨物自動車運送事業法体系における関連規定（参考資料）

以下において、「法」は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）を、「規則」は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 22 号）をいう。

1. 走行管理（走行計画関係）（検討事項 1-1）

（1）走行計画の策定

規則第九条の三（運行指示書による指示等）

一般貨物自動車運送事業者等は、第七条第三項に規定する乗務を含む運行ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者に携行させなければならない。

一～七（略：乗務員、運行経路、発車・到着日時等）

（2）乗務記録等による適正な走行管理

規則第八条（乗務等の記録）

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一～八（略：運転者、自動車登録番号、運行経路等）

規則第九条（運行記録計による記録）

一般貨物自動車運送事業者等は、次に掲げる事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一～三（略：車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上等）

2. 走行管理（勤務条件関係）（検討事項 1-1）

規則第三条（過労運転の防止）

4 貨物自動車運送事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定めなければならない。

3. 走行前点呼（検討事項 2）

規則第七条（点呼等）

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。（略）

一、二（略：疾病、疲労、飲酒及び車両点検）

4. 荷役作業（検討事項 3）

規則第四条（過積載の防止）

貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の防止について、運転者その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。

規則第五条（貨物の積載方法）

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときは、次に定めるところによらなければならない。

一、二（略：偏荷重が生じないこと、貨物にロープ又はシートを掛けること）

5. 安全衛生教育（検討事項4）

（1）運行管理者に対する研修

規則第二十三条（運行管理者の研修）

一般貨物自動車運送事業者等は、運輸監理部長又は運輸支局長から運行管理者について研修を行う旨の通知を受けたときは、運行管理者に当該研修を受けさせなければならない。

（2）雇入れ時の教育及び日常の教育

規則第十条（従業員に対する指導及び監督）

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。

2 一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければならない。

二 運転者として新たに雇い入れた者

6. 安全管理体制等（検討事項7）

（1）安全統括管理者の選任等

法第十六条（安全管理規程等）

一般貨物自動車運送事業者…は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために一般貨物自動車運送事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

四 安全統括管理者の選任に関する事項

（規則第二条の五にて安全管理規程の内容を規定）

4 一般貨物自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。

6 一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

（3、5（略））

(2) 運行管理者の選任等

法第十八条（運行管理者）

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

2 前項の運行管理者の業務の範囲は、国土交通省令で定める。

（規則第二十条第一号にて、乗務割の作成、点呼の実施等を規定）

第二十二条（運行管理者等の義務）

2 一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者に対し、第十八条第二項の国土交通省令で定める業務を行うため必要な権限を与えなければならない。

規則第二十一条（運行管理規程）

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつてはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する規程（以下「運行管理規程」という。）を定めなければならない。